

令和3年2月17日

## 会員各位

# 書類送付のご案内

東京税理士会日本橋支部  
事務局  
〒103-0013 中央区日本橋人形町 3-11-10  
ホック人形町ビル 2F  
Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727  
mail : t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の書類をご送付させていただきましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ◆ 所属税理士会員各位  
所属税理士の「直接受任業務に関する報告書」提出のお願いについて
  - ◆ マルチメディア研修の受講方法に関するDVD貸出しについて
  - ◆ 確定申告早見表（令和2年分）の記載誤りについて 東京税理士協同組合
- 以上

**連絡文書メール配信受付中です！  
連絡文書のメール受取りにご協力お願いします。**

- ◆ メールアドレス [densihaihu@nihonbashi-tax.jp](mailto:densihaihu@nihonbashi-tax.jp)
- ◆ 件名 「連絡文書送付方法について」
- ◆ 本文 お名前、登録番号をご記入ください

— 日本橋支部は電子申告の推進をしています —

令和3年2月15日

## 所属税理士会員 各位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 坂下 眞一郎

### 所属税理士の「直接受任業務に関する報告書」提出のお願いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、所属税理士は、あらかじめ委嘱者ごとに使用者である税理士又は税理士法人から書面による承諾を得ることにより、他人の求めに応じて自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事することができるとされております。

この自ら委嘱を受けて行う税理士業務につきましては、綱紀規則第6条の2第7項により、毎年4月末日までに、3月31日現在における現況を受任の有無に関わらず、本会に報告しなければならないこととされております。

東京税理士会では、2月下旬頃、ホームページ（会員専用ページ）に「直接受任業務件数報告フォーム」を設置予定ですので、3月31日時点で登録区分が「所属税理士」となっている会員の方につきましては、同フォームにて報告してください。

- ※ 4月1日付で「所属税理士」から「開業税理士（または社員税理士）」に区分変更された場合は、3月31日現在は「所属税理士」となり、報告が必要ですので、ご注意ください。
- ※ 3月31日時点での直接受任業務件数となりますので、3月30日までに税理士法施行規則第1条の2第7項に基づき終了の報告をした直接受任業務は対象に含みません（1年間の合計受任件数ではありません。）。

【参考：東京税理士会（会員専用ページ）ログイン画面】

<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/login/>

令和3年2月15日

会員各位

## マルチメディア研修の受講方法に関するDVD貸出しについて

東京税理士会日本橋支部  
支部長 坂下 眞一郎  
研修部長 渡辺 英樹

日頃より、支部活動にご理解ご協力を賜り有難うございます。

新型コロナウイルス感染症急拡大に伴い、緊急事態宣言が延長されたことにより、支部会員皆様の健康、安全を考慮して、本会および支部研修会の中止が相次いでおります。会場型研修会の開催は未定ですので、本会マルチメディア研修を是非積極的にご活用下さい。

つきましては、本会研修部より『マルチメディア研修受講方法の説明』を収録したDVDが届きました。

受講方法が分からない会員へ貸し出しをいたしますので、支部事務局までメール、FAXでお申し出ください。

年度末（令和2年度分の受講時間締切）が近づいております。必要な受講時間を達成するため、積極的に東京税理士会HPよりマルチメディア研修を受講し、受講時間の達成にお役立て下さい。

支 所 長 各 位

東京税理士協同組合  
(公印省略)

教育情報事業資料  
『確定申告の早見表(令和2年分)』の記載誤りについて

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本組合事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合教育情報事業の一環として、昨年11月初旬に支所宛に送付いたしました「確定申告の早見表(令和2年分)」の記載誤りについて、日本税理士会連合会事業本部(編集)並びに日本税理士協同組合連合会(販売)から下記のとおり、ご連絡がございました。お手数とは存じますが、ご対応くださいますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《記載誤り》

24頁(最終頁)

「個人の都道府県民税・市区町村民税の所得控除額一覧表(令和3年度以後適用分)」のうち、『配偶者特別控除額(最高)』①②③の内容が令和2年度適用分となっております。

《対応方法》

1. 日本税理士会連合会会報『税理士界』2月15日号(1397号)に訂正記事を掲載
2. 日本税理士協同組合連合会ホームページに訂正内容を掲載(PDF印刷可)

支所事務所に問い合わせ等があった場合は、お手数ですが、誤りであった旨の回答及び上記対応の方法、連絡先として日税連事業本部 事務局(電話:03-5435-0945)をお伝えください。

また、在庫分につきましては、別紙《訂正》を添付いただきますようお願いいたします。

以上

## 《訂正》

「確定申告の早見表（令和2年分）」記載誤りについて

—住民税・配偶者特別控除—

24頁(最終頁)

「個人の都道府県民税・市区町村民税の所得控除額一覧表(令和3年度以後適用分)」のうち、『配偶者特別控除額(最高)』①②③の範囲。

【誤】・・・(記載が令和2年度適用分の内容となっておりました)

【正】・・・(令和3年度以降適用分 訂正は次の下線部分です)

注) 下記は、納税者の所得金額の合計額(繰越損失控除前)が900万円以下の場合。900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なる。(1000万円を超える場合は適用不可)

配偶者の前年の所得金額の合計額(繰越損失控除前)が

- ① 48万円を超え100万円以下・・・33万円
- ② 100万円を超え130万円以下・・・38万円—(所得金額の合計額—93万1円\*)
- ③ 130万円を超え133万円以下・・・3万円

\* ( )内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、( )内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。

訂正してお詫び申し上げます。

令和3年2月

日本税理士会連合会事業本部(編集)

日本税理士協同組合連合会(販売)